

TOPICS 3 平成26年度第3回常任理事会及び第5回理事会を開催

1月20日(火)、秋田キャッスルホテル(秋田市)において、本会の平成26年度第3回常任理事会及び第5回理事会を開催しました。

常任理事会では、理事会提出議案について審議が行われ、原案どおり可決決定されました。

引き続き開催された理事会では、藤澤会長が議長となり、会員の加入及び脱退についての承認や、平成26年度一般会計収支予算の更正について審議が行われ、いずれも原案どおり可決決定されたほか、平成27年度に本会が創立60周年を迎えることから、記念事業の実施について報告が行われ、開催日時及び開催場所、開催内容等が決定されました。

なお、記念事業の概要については以下のとおりです。



【理事会の様子】

～「秋田県中小企業団体中央会創立60周年記念事業」について～

- 開催日時：平成27年11月12日(木)午後1時30分～
- 開催場所：秋田キャッスルホテル
- 開催内容：記念講演会(講師 ジャーナリスト 櫻井よしこ 氏)
記念式典及び表彰、祝賀パーティ

※ 詳しい内容につきましては、決定次第ご案内致します。

TOPICS 4 円安による中小企業・小規模事業者への影響調査

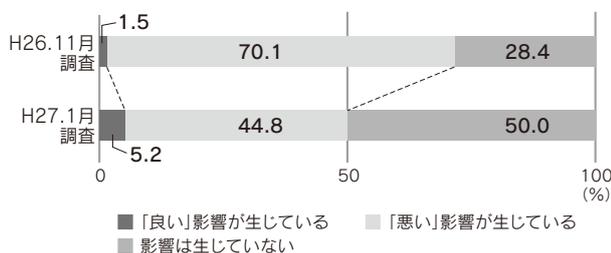
本会では、昨今の円安進行が県内の中小企業・小規模事業者にどのような影響を及ぼしているかを把握するため、四半期毎に実施している中小企業景況調査の調査対象企業(会員組合の組合員企業)75社を対象に、昨年11月と今年1月の2回にわたり、標記調査を実施しました。

以下、調査結果の概要についてご報告いたします。

【調査の概要】

- 1 調査期間 ①平成26年11月21日(金)～11月28日(金) ②平成27年1月7日(水)～1月20日(火)
- 2 調査対象 中小企業景況調査 調査対象企業75社
- 3 調査方法 FAXによるアンケート調査
- 4 回答状況 ①11月調査 67社(89.3%) ②1月調査 58社(77.3%)

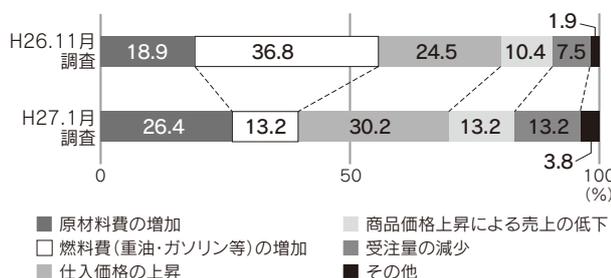
図-1 円安による企業経営への影響



1. 円安による企業経営への影響

円安による企業経営への影響について、全体の半数の企業が「影響は生じていない」と回答しており、昨年11月調査と比較し改善の傾向が見て取れるが、その一方で、製造業や卸売業を中心に4割を超える企業が「『悪い』影響が生じている」と回答しており、依然として、円安の進行が県内の中小企業・小規模事業者へマイナスの影響を及ぼしていることが窺える。(図-1)

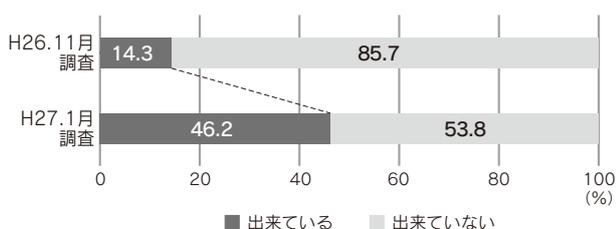
図-2 企業経営に対する「悪い」影響の内容(複数回答)



2. 企業経営に対する「悪い」影響の内容(複数回答)

円安による企業経営への影響について、「『悪い』影響が生じている」と回答した企業より、「悪い」影響の内容について複数選択してもらった結果、「仕入価格の上昇」、「原材料費の増加」と回答する企業が全体の半数を超え、業種を問わず各種コストアップを企業経営に対する悪影響の要因とする企業が多数を占めている。(図-2)

図-3 製品・サービスへの価格転嫁の状況



3. 製品・サービスへの価格転嫁の状況

円安による企業経営への影響について、「『悪い』影響が生じている」と回答した企業より、製品・サービスへの価格転嫁の状況について回答してもらった結果、全体の半数を超える企業が「出来ていない」と回答しており、価格競争が厳しい中、依然として転嫁による値上げを円滑に出来ていない中小企業・小規模事業者が多いことが窺える。(図-3)

本会では、こうした実態を踏まえ、継続して中小企業・小規模事業者の経営状況の把握に努めるとともに、原材料・エネルギーコスト増加分の適切な価格転嫁など、経営改善に対する支援に取り組んでおりますので、お気軽にご相談下さい。

【相談窓口】 本会 商業・工業振興課(☎018-863-8701)
 大館支所 (☎0186-43-1644)
 横手支所 (☎0182-32-0891)

中小企業組合等支援施策情報

■平成27年4月から所管行政庁が変更されます ～都道府県への権限移譲について～

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年6月4日公布)により、63の法律が一括改正され、地方分権改革が進められています。

これに伴い、平成27年4月1日から、国土交通省、厚生労働省及び経済産業省が所管する組合等については、設立の認可および決算関係書類、役員変更届出書の受理等の監督権限が都道府県に移譲されますので、決算関係書類等を提出される場合には、本会までご相談下さい。

※ 本会の会員組合の場合、以下に該当する組合等の所管行政庁が「秋田県」となります。

現在の所管(国)	中小企業等協同組合法関係	中小企業団体の組織に関する法律関係	該当する組合
国土交通省	定款の「地区」が、一の都道府県の区域内のみにある地方運輸局の所管に係る事業協同組合等	定款の「地区」が、一の都道府県の区域内のみにある地方運輸局の所管に係る協業組合、商工組合又は商工組合連合会	「東北運輸局」が所管する組合 ○運輸業の組合 (秋田県ハイヤー協同組合、秋田県トラック運送事業協同組合 他16組合) ○自動車整備業の組合 (秋田県自動車整備商工組合、能代山本自動車整備協業組合 他12組合) ○自動車小売業の組合 (秋田県タイヤ商工協同組合)
厚生労働省	定款の「地区」が、二以上の都道府県の区域にわたる組合であって、地方厚生局の所管に係る事業協同組合等	定款の「地区」が、二以上の都道府県の区域にわたる組合であって、地方厚生局の所管に係る協業組合、商工組合又は商工組合連合会	「東北厚生局」が所管する組合 ○東北ダイアパーリース協同組合 ○秋田県保険鍼灸マッサージ協同組合
経済産業省	—	定款の「地区」が、一の都道府県の区域内のみにある経済産業局の所管に係る協業組合、商工組合又は商工組合連合会	「東北経済産業局」が所管する組合 ○秋田県石油商業組合

【お問い合わせ先】 本会事業振興部(☎018-863-8701)